

9月3日 文科省・厚労省交渉

高等教育修学支援新制度の改善と 看護師等養成所・看護学生への支援拡充

要望書のポイントと全国的な取り組み

修学支援
新制度

看護師等
養成所

看護学生

2026年9月2日 全日本民医連・ナースアクション 要望書の説明会

BACKGROUND

なぜ、いま国に要望するのか

少子化・地域人口減少

看護専門学校の新設が困難

学校運営コストの上昇

人件費・光熱費・ICT・実習経費が増加

看護学生の負担

実習交通費+物価高+家庭も厳しい

問題の本質

「学校が厳しい」
だけではない

看護師養成機能の縮小



地域医療の縮小につながる

今回の要望は「3本柱・16項目」



共通する視点：学ぶ権利を守る×地域の養成機能を守る×看護を目指す人を支える

I | 要望1~6

柱① 高等教育修学支援新制度を改善する

- | | |
|-------------------|------------------|
| 1 機関要件確認の見直し・撤廃 | 4 理工農系支援の対象に看護を |
| 2 医療法人立看護専門学校への特例 | 5 原級留置後の支援復活を可能に |
| 3 不用見込み予算を学生支援へ | 6 社会人の学び直しに対応 |

制度の入口を広げ、学生本人の経済状況と学びの継続を中心に据える

高等教育の修学支援新制度とは？

経済的理由で進学・修学をあきらめないための国の支援制度 2020年4月～

① 授業料・入学金の減免

大学・短大・高専・専門学校などの
授業料・入学金の負担を軽減

② 給付型奨学金

返還不要の奨学金で
学生生活を経済的に支援

主な対象 住民税非課税世帯・それに準ずる世帯を中心に支援
＋ 多子世帯などへ対象が拡大

今回の要望の 焦点

学生が支援を受けるには、学校側も「機関要件」を満たし
確認校となっている必要がある → この仕組みの改善を求める

機関要件確認:すべての学校が適用されるのではなく、毎年、申請して文科省の基準を満たしている確認を受ける

I | 要望1・2

なぜ「機関要件」が問題なのか

修学支援新制度の確認校割合



※要望書記載：令和8年2月 文科省公表資料

国の基準を満たせる学校だけが、この制度の適用を受ける。
定員充足率・経営要件・教員確保など厳しい要件を満たすことが必要

制度上の矛盾

学生の支援可否が、本人の事情だけでなく「学校・設置法人の経営状況」に左右される。

医療法人の経営悪化が、看護学生の修学支援に波及する。

**設置法人が3年連続赤字なら取り
消しになる！**

国が認可する学校なら、どこに入学しても学生が制度を利用できる仕組みへ

修学支援新制度の予算を、学生のために

要望書で示した問題意識

予算執行率
「6割程度」

令和5年度 不用額
2,221億円

年度途中で
採用見通し



不用見込みを
把握



臨時給付等
学生支援へ

「不用」で終わらず、
その年度の学生生活を支える財源に

6

柱② 看護師等養成所を守る

看護師等養成所は「教育機関」とであると同時に
地域医療を支える社会基盤（インフラ）

学校の閉校



地域で養成する
看護師の減少



看護師不足の
深刻化



地域医療の
縮小

「学校への支援」ではなく、「地域の看護提供体制を守る」として考える

養成所支援—国に求める7項目

7

運営補助金を
大幅増額

8

経営実態を調査
し新基準

9

都道府県格差
を解消

10

実績学生数→定
員数を基本に

11

看護教員配置へ
の支援拡充

12

事務職員配置へ
の新たな補助

13

2040年看護師養成確保検討会に学校現場の声

看護師等養成所運営補助金は、どこから来るのか

国
厚生労働省

+

都道府県

→

地域医療介護総合確保基金
(医療分)

ポイント

看護学校への運営補助は、国
から学校へ直接交付される仕
組みではありません。

国が都道府県へ基金を分配、
都道府県が事業を実施します

基金の中の



Ⅳ 医療従事者の確保に関する事業



看護師等養成所の運営への支援

国の基準改定が、そのまま各校の増額になるとは限らない



現在の課題

国が補助基準を改定しても、都道府県での改定・交付に差が生じる

今回の要望

基金を増額し
運営補助金を拡充

都道府県の
交付実績を調査

交付要綱・実態を
可視化し地域格差を解消

→ 全国の看護師等養成所が、必要な支援を受けられる仕組みへ

出典：厚生労働省「地域医療介護総合確保基金（医療分）」関係資料

2

II | 要望7～10

補助金を「現実の学校経営」に合わせる

物価上昇

2020年比
13.6%上昇
(2026年6月)

2025年度

制度創設以来初めて
補助基準額を増額
約10%

2026年度 要望

さらに
5%以上の増額

学生数が減っても、学校運営に必要な固定的経費は大きく減らない

教員配置・施設設備・実習環境は維持が必要
一方、学生数減少は学納金収入の減少に直結

2040年に向けてー「統廃合ありき」にしない

遠隔授業

サテライト化

統廃合・集約化

ということが
検討課題とさ
れている



地方の看護師養成機能を失わせないことが大前提

学校現場の声×地域の医療需要×看護師確保の実態
を十分に踏まえた政策立案を

10

柱③ 看護学生を直接支える

14

臨地実習交通費

公費による支援
制度を創設

15

都道府県修学資金

実態調査・利用
しやすい制度へ

16

物価高騰対策

看護学生への緊
急経済支援

「授業料」だけでなく、看護学生に固有の学びの
コストを支援対象に

11

看護学生特有の負担に目を向ける



実習交通費は「看護学生に特有の経済的負担」

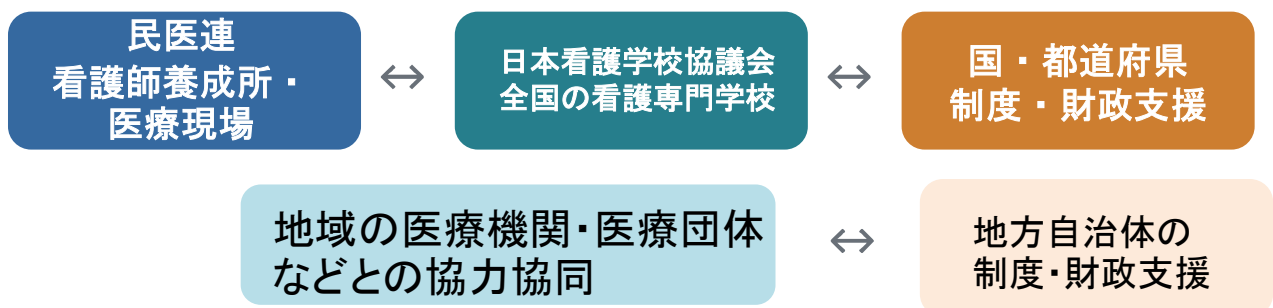
求める仕組み

国が実態を調査し、都道府県と厚生労働省が連携して公費支援制度を創設

12

ACTION

民医連だけの課題ではない



「看護学校を守ること = 地域医療を守ること」
を全国共通の政策課題として発信する

13

9月3日の交渉へ

私たちが国に伝えたい3つのこと

01

学生の学ぶ権利を保障する

02

地域の看護師養成機能を守る

03

経済的理由で看護師をあきらめさせない

看護師養成への支援は、
将来の地域医療への投資です